



◎税額の計算方法

総所得金額①－所得控除合計②＝課税総所得金額③  
課税総所得金額③×税率＝税額控除前所得割額④  
税額控除前所得割額④×税率＝税額控除額⑤＝所得割額⑥  
所得割額⑥÷均等割額⑦＝特別徴収税額⑧  
特別徴収税額⑧－控除不足額⑨＝差引納付額

- (注1) 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。
2 「税額控除額」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額を合算額を記載しています。
3 「控除不足額」は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。

◎税率
均等割
市町村民税 円 道府県民税 円
所得割(総合課税分)
市町村民税 % 道府県民税 %

◎所得控除
雑損控除 (実質損失額－総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか高い方の金額
医療費の実質負担額(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額)(限度額200万円)
医療費控除 ※地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合 特定一般用医薬品等購入費－1万2千円(限度額8万8千円)

◎税額の計算方法

総所得金額①－所得控除合計②＝課税総所得金額③  
課税総所得金額③×税率＝税額控除前所得割額④  
税額控除前所得割額④－税額控除額⑤＝所得割額⑥  
所得割額⑥÷均等割額⑦＝特別徴収税額⑧  
特別徴収税額⑧－控除不足額⑨＝差引納付額

- (注1) 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。
2 「税額控除額」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額を合算額を記載しています。
3 「控除不足額」は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。

◎税率
均等割
市町村民税 円 道府県民税 円
所得割(総合課税分)
市町村民税 % 道府県民税 %

◎所得控除
雑損控除 (実質損失額－総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか高い方の金額
医療費の実質負担額(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額)(限度額200万円)
医療費控除 ※地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合 特定一般用医薬品等購入費－1万2千円(限度額8万8千円)

◎税額の計算方法

総所得金額①－所得控除合計②＝課税総所得金額③  
課税総所得金額③×税率＝税額控除前所得割額④  
税額控除前所得割額④－税額控除額⑤＝所得割額⑥  
所得割額⑥÷均等割額⑦＝特別徴収税額⑧  
特別徴収税額⑧－控除不足額⑨＝差引納付額

- (注1) 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。
2 「税額控除額」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額を合算額を記載しています。
3 「控除不足額」は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。

◎税率
均等割
市町村民税 円 道府県民税 円
所得割(総合課税分)
市町村民税 % 道府県民税 %

◎所得控除
雑損控除 (実質損失額－総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか高い方の金額
医療費の実質負担額(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額)(限度額200万円)
医療費控除 ※地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合 特定一般用医薬品等購入費－1万2千円(限度額8万8千円)

Table with columns: 社会保険料控除, 支払金額, 控除額. Rows: 生, 命, 保, 険, 料, 控, 除. Values for 支金額 and 控除額.

Table with columns: 社会保険料控除等, 支払金額, 控除額. Rows: 生, 命, 保, 険, 料, 控, 除. Values for 支金額 and 控除額.

Table with columns: 社会保険料控除等, 支払金額, 控除額. Rows: 生, 命, 保, 険, 料, 控, 除. Values for 支金額 and 控除額.

Table with columns: 納税者本人の所得金額, 配偶者控除, 所得金額, 控除額. Rows: 配, 偶, 者, 者, 者, 者, 者. Values for 所得金額 and 控除額.

Table with columns: 納税者本人の所得金額, 配偶者控除, 所得金額, 控除額. Rows: 配, 偶, 者, 者, 者, 者, 者. Values for 所得金額 and 控除額.

Table with columns: 納税者本人の所得金額, 配偶者控除, 所得金額, 控除額. Rows: 配, 偶, 者, 者, 者, 者, 者. Values for 所得金額 and 控除額.

Table with columns: 基礎控除, 納税者本人の所得金額, 控除の種類, 金額. Rows: 基礎控除, 障害者控除, 配偶者控除, 寡婦控除, ひろり親控除, 勤労学生控除. Values for 金額.

Table with columns: 基礎控除, 納税者本人の所得金額, 控除の種類, 金額. Rows: 基礎控除, 障害者控除, 配偶者控除, 寡婦控除, ひろり親控除, 勤労学生控除. Values for 金額.

Table with columns: 基礎控除, 納税者本人の所得金額, 控除の種類, 金額. Rows: 基礎控除, 障害者控除, 配偶者控除, 寡婦控除, ひろり親控除, 勤労学生控除. Values for 金額.

Table with columns: 課税所得金額, 1,000万円以下の部分, 1,000万円超の部分. Rows: 種別, 利益の配当等, 外貨建等以外の証券投資信託, 外貨建証券投資信託. Values for 割合.

Table with columns: 課税所得金額, 1,000万円以下の部分, 1,000万円超の部分. Rows: 種別, 利益の配当等, 外貨建等以外の証券投資信託, 外貨建証券投資信託. Values for 割合.

Table with columns: 課税所得金額, 1,000万円以下の部分, 1,000万円超の部分. Rows: 種別, 利益の配当等, 外貨建等以外の証券投資信託, 外貨建証券投資信託. Values for 割合.

Table with columns: 課税所得金額, 1,000万円以下の部分, 1,000万円超の部分. Rows: 種別, 利益の配当等, 外貨建等以外の証券投資信託, 外貨建証券投資信託. Values for 割合.

Table with columns: 課税所得金額, 1,000万円以下の部分, 1,000万円超の部分. Rows: 種別, 利益の配当等, 外貨建等以外の証券投資信託, 外貨建証券投資信託. Values for 割合.

Table with columns: 課税所得金額, 1,000万円以下の部分, 1,000万円超の部分. Rows: 種別, 利益の配当等, 外貨建等以外の証券投資信託, 外貨建証券投資信託. Values for 割合.

備考
1 市町村は、この通知に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。
2 受給者番号は、給与支払報告書(個人別明細書)に記載された当該納税義務者の受給者番号を記載すること。
3 市町村は、変更となった理由を摘要欄に記載すること。
4 差引納付額欄は、特別徴収税額⑧から既に納付額⑩を差し引いた額から控除不足額⑨又は既充当額⑩のいずれか大きい方の額を差し引くこと。
5 変更前税額⑩欄は、税額を変更する前に既に通知した額を記載すること。
6 地方自治法第252条の19第1項の市にあっては、裏面中「2」とあるのは「1」と、「3」とあるのは「4」と、「1.6」とあるのは「2.24」と、「0.8」とあるのは「1.12」と、「0.4」とあるのは「0.56」と、「0.6」とあるのは「0.28」と、「0.3」とあるのは「0.14」と、「0.2」とあるのは「0.28」と、「0.15」とあるのは「0.07」と、「市町村民税 3/5 道府県民税 2/5」とあるのは「市町村民税 4/5 道府県民税 1/5」と、「4」とあるのは「2」と、「6」とあるのは「8」と、「5分の2」とあるのは「5分の4」とする。